

会計年度任用職員の登録についての注意事項

1. 本登録の有効期限は、令和6年度末までです。
本登録の情報は、令和6年度末をもって破棄します。
※次年度には改めて登録者を募集しますので、再度登録申込みが必要です。
2. 今回の手続きは、名簿への**登録**のみです。
「登録」＝「任用」ということではありませんのでご注意ください。
書類の有効期間内に連絡がない場合や、連絡があっても選考により任用されない場合もありますので、ご了承ください。
※詳しい職務内容を知りたい場合は選考の連絡があった時に所管課へお尋ねください。

【参考】任用については、次の手順で行います。

- ①会計年度任用職員の任用が必要な課（所管課）から連絡があります。
 - ②所管課において、選考します。（場合によっては、面接や実技により選考することがあります）
 - ③選考結果について、所管課から連絡します。
3. 他に就職が決まった場合など、登録がなくなかった時は、以下の連絡先へ必ず連絡をください。

【連絡先】

古賀市役所 総務部人事秘書課人事係

TEL 092-942-1121